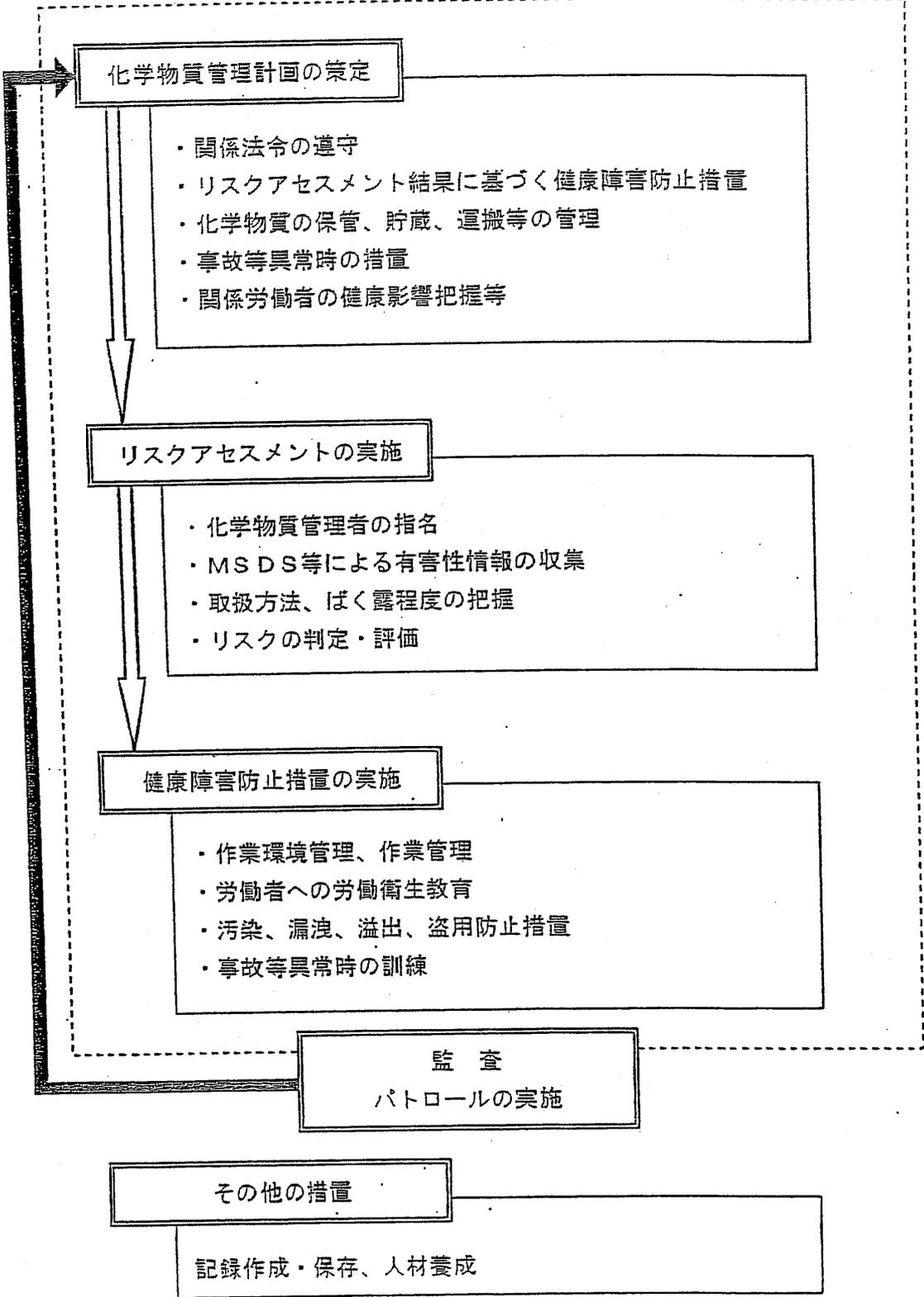


# 化学物質管理指針※の概要



※化学物質管理指針：化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針（労働安全衛生法第58条第2項の規定に基づく指針）

# 国による化学物質のリスク評価

未規制の有害  
化学物質

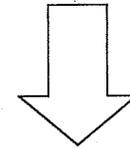
当該化学物質固有の有害性情報

職場における労働者のばく露関係情報

- ・ 製造・取り扱う事業場数
- ・ 従事労働者数
- ・ 作業環境（開放系、密閉系）
- ・ 労働者の作業内容（塗装作業、溶解作業等）  
など

当該化学物質のリスク評価

$$= \text{有害性の程度} \times \text{労働者のばく露の程度}$$



リスクが特に高い作業等に  
対しては特別規則への追加等の  
国によるリスク管理

## 労働安全衛生法令関係条文（抜粋）

### 労働安全衛生法

#### （製造等の禁止）

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジン含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合は、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

#### （製造許可）

第五十六条 ジクロルベンジジン、ジクロルベンジジン含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定めるものを製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

#### （特別規則等）

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

四 排気、排液又は残さい物による健康障害

関係省令

##### 【労働安全衛生規則】

第三編 衛生基準（第一章・有害な作業環境、第二章・保護具等）ほか

##### 【有機溶剤中毒予防規則】

第二章 設備、第三章 換気装置の構造、性能等、第四章 管理、第五章 測定、第六章 健康診断、第七章 保護具、第八章 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理

##### 【鉛中毒予防規則】

第二章 設備、第三章 換気装置の構造、性能等、第四章 管理（第三節・清潔の保持等）、第五章 測定、第六章 健康管理、第七章 保護具等

##### 【四アルキル鉛中毒予防規則】

第二章・四アルキル鉛等業務に係る措置、第三章 健康管理

##### 【特化則】

第二章 製造等に係る措置、第三章 用後処理、第四章 漏えいの防止、第五章 管理、第五章の二 特殊な作業等の管理、第六章 健康診断、第七章 保護具

#### （表示等）

第五十七条 ベンゼン、ベンゼン含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次の事項を表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 厚生労働省令で定める物にあつては、人体に及ぼす作用

四 厚生労働省令で定める物にあつては、貯蔵又は取扱い上の注意

五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

- 2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

#### (文書の交付等)

第五十七条之二 労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物(以下この条において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

- 2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### (事業者の行うべき調査等) [化学物質管理指針]

第五十八条 事業者は、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で、労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、あらかじめ、これらの物の有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、これらの物による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

#### (報告等)

第一百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

# 特別規則におけるばく露防止方法の規定例

## 有機溶剤中毒予防規則

(第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る設備)

第五条 事業者は、屋内作業場等において、第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務(第一条第一項第六号ヲに掲げる業務を除く。)に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

(第三種有機溶剤等に係る設備)

第六条 事業者は、タンク等の内部において、第三種有機溶剤等に係る有機溶剤業務(第一条第一項第六号ヲに掲げる業務及び吹付けによる有機溶剤業務を除く。)に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けなければならない。

2 事業者は、タンク等の内部において、吹付けによる第三種有機溶剤等に係る有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

第七条 次の各号に該当する屋内作業場において、事業者が有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、第五条の規定は、適用しない。

- 一 周壁の二側面以上、かつ、周壁の面積の半分以上が直接外気に向つて開放されていること。
- 二 当該屋内作業場に通風を阻害する壁、つい立その他の物が無いこと。

(代替設備の設置に伴う設備の特例)

第十二条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するとき、第五条又は第六条第一項の規定にかかわらず、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置を設けないことができる。

一 赤外線乾燥炉その他温熱を伴う設備を使用する有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、当該設備から作業場へ有機溶剤の蒸気が拡散しないよう、発散する有機溶剤の蒸気を温熱により生ずる上昇気流を利用して作業場外に排出する排気管等を設けたとき。

二 有機溶剤等が入っている開放槽<sup>き</sup>について、有機溶剤の蒸気が作業場へ拡散しないよう、有機溶剤等の表面を水等で覆い、又は槽<sup>き</sup>の開口部に逆流凝縮機等を設けたとき。

(労働基準監督署長の許可に係る設備の特例)

第十三条 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、有機溶剤の蒸気の発散面が広いため第五条又は第六条第二項の規定による設備の設置が困難なときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。

### 第三章 換気装置の性能等

(局所排気装置のフード等)

(排風機等)

(排気口)

(局所排気装置の性能)

(プッシュプル型換気装置の性能等)

(全体換気装置の性能)